

受理番号	(訪ベⅠ注)	号
受理番号	(訪ベⅡ注)	号
決定年月日	年	月 日

受付年月日	年	月	日
-------	---	---	---

## ◎必要記載項目

1 訪問看護ステーションコード

訪問看護ステーション名

2 届出を行う評価項目

- 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の注3  
 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の注7・注8

届出年月 令和 年 月

3 要件の確認

(1)本評価項目に必要な賃上げ水準の算出

○ 以下、基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

①ベースアップ評価料対象職員(看護補助者・事務職員を除く。)の

基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(Ⅰ) 当該評価料の算定を開始する年月 【当該評価料：】 令和 年 月	
(Ⅱ) 対象職員の常勤換算数【当該評価料の算定を開始する月(Ⅰ)時点】	人
(Ⅲ) 当該評価料を算定する時点における基本給等総額【評価料の算定を開始する月(Ⅰ)時点の基本給等総額】	円
(Ⅳ) (Ⅲ)と同じ対象職員で、令和6年3月時点の給与体系に当てはめた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】	円
(Ⅴ) 施設基準要件を満たすために必要な賃上げ額【(Ⅳ)×0.055】	円

②ベースアップ評価料対象職員(看護補助者・事務職員)の

基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(Ⅰ) 当該評価料の算定を開始する年月 【当該評価料：】 令和 年 月 日	
(Ⅱ) 対象職員の常勤換算数【当該評価料の算定を開始する月(Ⅰ)時点】	人
(Ⅲ) 当該評価料を算定する時点における基本給等総額【評価料の算定を開始する月(Ⅰ)時点の基本給等総額】	円
(Ⅳ) (Ⅲ)と同じ対象職員で、令和6年3月時点の給与体系に当てはめた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】	円
(Ⅴ) 施設基準要件を満たすために必要な賃上げ額【(Ⅳ)×0.08】	円

ベースアップ評価料対象職員の令和6年3月以降の賃金改善が、

必要な水準以上に達しているか(0以上の場合には該当)

$$\{①(Ⅲ)+②(Ⅲ)\} - \{①(Ⅳ)+①(Ⅴ)+②(Ⅳ)+②(Ⅴ)\} = \text{ } \text{円}$$

(※賃上げ後の基本給等総額が、賃上げ前の基本給等総額+賃上げ必要額と同等(0以上であるかを確認))

4 要件の該当可否

●訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

注3

及び

●訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

注7

【算定可否】

算定可能

【記載上の注意】

- 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
- 「3」の(1)の(Ⅰ)「当該評価料」は、届け出る施設基準に係る評価料の項目を表す。
- 「3」の(1)の(Ⅱ)「算定を開始する月」は、当該評価料を新たに算定し始める月のことをいう。
- 「3」の(1)の(Ⅱ)「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。
- 「3」の(1)「基本給等総額」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- 「3」の(1)(Ⅳ)「(Ⅲ)と同じ対象職員で、令和6年3月時点の給与体系に基づいた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】」は、(Ⅲ)と同じ対象職員が令和6年3月時点にいと仮定し、令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合の基本給等総額を求めること。
- 「3」の(1)の(Ⅴ)「必要な賃上げ額」は、届け出る施設基準の要件によって、必要な賃上げ水準が異なる。
- 「4」「要件の該当可否」の結果に基づいて、算定可能となった場合、本用紙を地方厚生局に提出してください。